

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について秋田県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月8日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹
財 372
令和6年2月15日

秋田県監査委員 今 川 雄 策
秋田県監査委員 三 浦 英 一 様
秋田県監査委員 嶋 貢
秋田県監査委員 半 田 直 樹

秋田県知事 佐 竹 敬 久

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

※以下別紙のとおり

平成26年度包括外部監査（下水道事業特別会計の財務事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措 置 の 内 容
<p>7 固定資産管理に係る財務事務 (3) 設備投資計画 【意見10】設備投資計画の精緻化について (86頁・11頁)</p> <p>長寿命化計画は、下水道台帳ではなく、過年度の建設改良費等の歳出合計に基づき作成されている。したがって、個別の資産ごとに耐用年数に応じた更新投資等の詳細な投資計画を策定できていない。</p> <p>秋田県では、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、改築更新費のシミュレーションを実施しており、設備投資計画も当該シミュレーションに即したものであることから、必要な更新投資は行われているものと推察されるが、当該シミュレーションは電気・機械及び土木・建築の2種別で実施されたものであるため、より適切に更新投資を行う上では、個別の資産ごとに耐用年数を勘案した設備投資計画を作成する必要がある。</p> <p>今後、地方公営企業法が適用されることで、台帳整備に加え、適切な減価償却計算が行われることになり、固定資産の老朽化度を把握することが可能になる。当該固定資産の老朽化に係る情報に基づき、設備投資計画を策定することで、より実効性の高い設備投資を実施することが可能になるものとする。</p>	<p>(対応済み：下水道マネジメント推進課)</p> <p>長期的な改築事業のシミュレーションを行い、具体的な点検・調査計画及び修繕・改築計画を定めた「ストックマネジメント計画」を令和2年度に策定した。</p> <p>また、設備投資の見通しを勘案した投資・財政計画及び経営健全化に向けた取組方針を取りまとめた「経営戦略」について、令和4年度に改定を行った。</p>

令和元年度包括外部監査（秋田県のスポーツ振興に関する事務について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措 置 の 内 容
<p>4 県有体育施設 (2) 施設に関する個別論点 ②施設利用 【意見10】県有体育施設の予約方法 (84頁・6頁)</p> <p>現状、県有体育施設のうち県立田沢湖スポーツセンターのみがインターネット予約を導入しており、他の県有体育施設では、申込書の提出もしくは電話で予約を行うこととなる。</p> <p>他の県有体育施設では、指定の申込書に必要事項を記入し、各施設の受付窓口へ提出が必要となる。申込書の提出による予約方法は、利用者から利便性が低いとの意見が出ている。</p> <p>予約方法の利便性を向上するため、インターネットを活用した予約システムの導入が考えられる。例えば、秋田市の「公共施設案内・予約システム」は、利用者が利用したい施設を選択し、利用日、利用時間をインターネット上で選べるシステムを導入している。</p> <p>施設の予約方法の利便性が向上することにより、県民の施設利用が増加し、県民のスポーツ活動促進が期待される。県は、県民のスポーツ活動促進のため、インターネットを活用した予約システムの導入を検討されたい。</p>	<p>(検討中：スポーツ振興課)</p> <p>インターネット予約の導入は、利用者の利便性向上だけでなく、省力化による施設の運営コストの削減にも資するものでなければならないと考えているが、インターネット予約を導入しても、一定の周知期間を設けなければ、電話等による既存の予約方法を廃止することは困難であり、施設運営の省力化には直ちにつながらないといった問題があることから、導入による効果やコスト等に加え、指定管理者の意見を聴きながら、令和7年度までにインターネット予約の導入について検討する。</p>

【意見16】 県立向浜運動広場テニスコートの利活用
(113頁・16頁)

県立向浜運動広場テニスコートは屋外のクレーコート9面で構成され、冬季を除いた約7か月間利用可能である。金額ベースでテニスコートの直近3年間の稼働率を試算すると、平成28年度は8.6%と低水準となっており、平成29年度は3.9%、平成30年度は4.7%と半減している。半減の要因は、平成29年度の8月～11月において近接する県立野球場のLED化工事に伴いテニスコートが利用できない状況にあり、利用実績がゼロとなったこと、その後県立中央公園等の他施設に一旦流れた利用者が、当施設に戻ってこなかったこと等による。また、平成24年の暴風の影響により9面のうち、2面が使用できない状況が続いている。

一方、県は月次で指定管理者から利用実績の報告を受けているものの、利用が低減している状況についてその分析や対応を行っておらず、平成30年度においても9面の利用を前提とした指定管理料の支払いを行っている。

県は県立向浜運動広場テニスコートについて、いまだ補修工事が行われず2面が使用できない状況が続いていること、施設の整備後相当の年数が経過し老朽化が進んでいること、昨今利用の低迷が続いている現状を分析し、今後の施設の存続を含めた利活用の在り方を検討されたい。

⑦無償貸付3施設

【意見17】 無償貸付3施設の民間等への譲渡の推進
(116頁・17頁)

鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設については、県が事業主体となり20年前に整備された。その後、施設の所有は県であるものの、公共の用に供するものとして、無償で地元市・広域市町村圏組合に対して貸付が行われている。

したがって、施設の管理運営に関しては各自自治体等が行っているものの、施設の所有は県であることから3施設合計で年間22,543千円～69,728千円程度の修繕コストを県は負担している。これらの3施設については県の第4期行財政改革推進プログラム(平成20～22年度)において、県が事実上管理していないことから、地元自治体等と協議を行い、譲渡に向けた検討を進めるとされた。その後「あきた公共施設等総合管理計画に基づく「個別施設計画」(更新日：平成31年3月29日)においても、建物の目標使用年数を60年とし、施設管理に関する基本的な方針として「民間等へ譲渡を進めるが、譲渡できない場合にあっては建替えを実施しない」とされている。

そのため、県では無償貸付を行っている自治体等に対して、県から自治体等へ施設の無償譲渡を行った場合、受け入れが可能か調査を行っている。その結果、3施設ともに、今後の大規模改修にかかる財政負担を各自自治体単独で負うことが困難であること、施設利用者が広域的であることから、今後も県有施設としての存続を望み、現時点では受け入れが難しいと回答されている。

これらの3施設については今後、施設の整備後相当の年数経過に伴う大規模修繕による財政負担の増加とともに、人口減少による利用者数の減少が見込まれる。地域別の将来推計人口によると、県有体育施設の多くが位置する秋田

(対応済み：スポーツ振興課)

当該テニスコートは規模が小さく、大規模な大会が開催できないことから、多額の費用を要する全面的な改修については困難であるものの、令和5年4月に現在使用している5面を対象とした小規模な改修を行っており、当面は需要に合った施設として維持していく。


(対応予定：スポーツ振興課)

無償貸付を行っている3施設については、平成28年度～令和7年度を対象期間とする県の公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画において期間内における施設の在り方が示されており、いずれも「耐用年数を迎える設備機器類を修繕・更新し、存続とする。」としていることから、現在規模での存続を予定している。令和8年度以降の施設の在り方については、公共施設のあり方検討に基づき、現在の計画終了時に改めて検討する。

市の30年後の人口減少率（28.5％）に比べて、3施設の位置する大館市、能代市、鹿角市の人口減少率は約50％となり、人口減少による利用者数の減少の影響をより大きく受けると考えられる。

したがって、県は鹿角トレーニングセンター、大館樹海ドーム、能代山本スポーツリゾートセンターの3施設について、現在規模での施設の存続必要性を検討し、必要であるとした場合は、中長期的な有効性・効率性の観点で民間等への譲渡、官民連携手法を含めた施設の今後の在り方を十分に検討されたい。

令和3年度包括外部監査（県が所轄する社会福祉法人に対する指導監督事務の執行について）

事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要	措置状況：担当課 措置の内容
<p>第4章 指摘事項及び監査の結果に添えて提出する意見 2 監査結果について (2) 意見 【意見4】実施した監査手続に関する記録及び保管について (89頁) (事実) 「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」6指導監査の実施内容(5)指導監査の実施①においては、「指導監査の実施に当たっては、(中略)社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書(別記3)に記録する。」と規定されている。また、指導監査調書(別記3)は、法人監査及び施設監査についてひな形が策定されており、法人監査については、以下のとおり、左側に厚生労働省の「指導監査ガイドライン」に準拠した監査項目・チェックポイントごとに監査の着眼点・確認事項等の指針が記載され、右側に実際の指導監査でのヒアリング結果等をメモ書きするような形式となっている。つまり、県の「法人監査指導ガイドライン」と具体的な調査結果の記録としての監査調書が一体となった様式になっている。</p>  <p>一般の包括外部監査において、県が所管する社会福祉法人に対する法人監査を対象として、各法人の直近の監査調書を閲覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、一部の監査実施部署においては、要綱の様式（指導監査調書(別記3)）をそのまま用いず、異なった様式の調書が使用され</p>	<p>(対応済み：福祉政策課) ○措置の内容 1 福祉政策課が、監査調書の構成や記載方法等を精査するとともに、各地域振興局の社会福祉法人監査担当に対し、標準的なルールを示した。 2 実施方針、ガイドラインなど、原則として毎年改正のあるものについては、その取扱いをその都度改めて周知する。 ○措置終了時期 令和5年3月</p>

ている状況が認められた。これは、当該部署において監査ガイドラインが更新されていることに気づかず、過年度のものをそのまま使用していたことによるものである。

また、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、現状、調書の記載方法について特段の方針や記載例などは示されておらず、担当者に一任されているように見受けられる。

各法人の直近の監査調書を開覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、監査調書の記載事項について以下のような傾向が認められた。

- ・要綱では、「社会福祉法人等の運営・管理・処遇の状況を具体的に調査し、指導監査調書に記録する」とされているが、実際の運用としては、調査結果を記録した文書というよりは、実施した手続の網羅性を確認するチェックリストのような使い方をしているように見受けられた。具体的には、一部の例外を除き、ガイドラインが要求している確認事項に対応して、何を閲覧し、どのような回答を得たのか、手続の結果、どのような問題点があったのかなかったのか、問題点に対してどのような指導をしたのか、指摘事項にならないレベルの助言は行ったのかどうか、指摘事項とするかどうかの判断基準は何か、等の記録が十分残っておらず、事後的に調書を開覧しても指導監査の実施状況を再現できないケースが認められた。
- ・監査調書を見ると、監査年度や担当によって記録された情報の範囲・深度が異なり、統一性がない。事後的に見て当時の現場の状況がわかりにくく、引継ぎ資料としては必ずしも十分ではないように見受けられる。

さらに、「秋田県社会福祉法人等指導監査実施要綱」や指導監査調書においては、監査対象法人ごとの指導監査資料として整理保管すべき書類の範囲について特段の定めは示されていない。ただし、要綱や指導監査調書において入手または作成すべきものと規定されている資料を列挙すると以下のとおりであり、原則として、これらの資料は監査資料として整理保管されることになるものと解される。

(監査資料の範囲)

- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して通知した実施期日・提出資料等の必要な事項を記載した通知書の控え
- ・指導監査担当部署があらかじめ対象社会福祉法人等に対して指導監査実施期日の2週間前までに提出を要請し入手した、法人等の概要や帳簿等の整備状況を記載した資料
- ・社会福祉法人等の内部文書・帳簿・決算書類等のうち、監査手続上、入手が必要と監査部署が判断した資料
 - ・文書または口頭による「改善を要する事項」(指摘事項)の通知文書控え及び文書指摘事項に対する法人等からの改善報告(改善が認められない場合は改善勧告の通知文書控え及びそれに対する改善報告)
- ・上記の指摘事項の顛末に関する管理台帳(指導改善状

況管理台帳)

- ・知事への指導監査実施報告書（復命書）
- ・その他、指導監査において記録・保存が必要と認められる資料

各法人の直近の監査調書を開覧し、指導監査の実施過程を確認したところ、基本的には上記の範囲の資料について簿冊として整理保管しているものの、事前に監査対象法人へ提出を依頼した資料の一部が簿冊に綴じこまれていないケースが散見されたり、「指導改善状況管理台帳」が綴られておらず、前回監査において指摘した項目についてどのように改善状況を点検したのかが確認できなかった事例が複数認められた。これらの傾向は監査年度や監査担当部署によって差異があり、取扱いが不統一である印象を受けた。

（所見）

社会福祉法人の指導監査は、法令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国または都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、国または都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法令で特に定めるもの、すなわち「法定受託事務」（地方自治法第2条第9項）である。したがって、指導監査における監査調書は、行政文書としての位置づけを有するものと解される。

行政文書は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き」作成される文書として規定されており（公文書管理法第4条）、秋田県行政文書管理規則においても、「職員は、県がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。」（同規則第3条）と定められている。すなわち、監査調書は、指導監査事務に関する実施過程や結果を「合理的に跡付け、又は検証することができる」形で作成されるとともに、「その諸活動を説明する責務を有することを認識し、適正に管理」されるべき文書であると言える。

また、例えば、監査の専門家である公認会計士業界においては、監査調書は「監査人の総括的な目的の達成に関する監査人の結論についての基礎」であり、かつ「一般に公正妥当と認められる監査の基準及び適用される法令等に準拠して監査計画を策定し監査を実施した」という証拠として作成されるものである（日本公認会計士協会監査基準委員会報告書 230「監査調書」）。これを県の包括外部監査に準用し照らし合わせれば、指導監査調書は、県知事並びに監査対象法人へ報告されるべき指導監査の実施結果についての基礎を形成するものであるとともに、指導監査事務が適切に実施されたことを示す証拠としての位置づけとなる。

したがって、監査調書は統一的なルールに基づき、上記の趣旨の観点から適切に作成され保管されることが望まれる。

監査調書の様式については、全ての監査実施部署におい

てガイドラインが原則毎年更新されることを十分に周知させ、事前の方針に準拠した業務の実施を徹底されたい。

また、実施した監査手続の監査調書への記録については、草稿・結論に至っていない考えや予備的な情報を書いたメモとして作成されるものではなく、目的に照らして必要十分な情報が記録されるべきであることから、過度に詳細である必要はないが、手続の目的や実施過程と結果が簡潔明瞭にとりまとめられるように作成されることが望ましい。

さらに、県職員の人事異動に伴って指導監査担当者が交替していくことを踏まえ、監査調書は所管の社会福祉法人の状況についての引継ぎ記録としての役割も担うことになるため、監査手続の実施結果については、事後的に後任担当者が当時の手続の実施過程をある程度理解できるようにわかりやすく整理された形で記録を残すことが有用である。その観点から、監査調書として保管すべき資料の範囲を明確にするとともに、閲覧によって検査した書類等、監査手続の対象となった法人資料についても、必要十分な範囲で、県の文書管理のルールに基づく方法で整理保管することが望ましい。

令和4年度包括外部監査（第3期ふるさと秋田元気創造プラン「新時代を勝ち抜く攻めの農林水産戦略」に関する財務事務の執行並びに事業の管理について）

<p>事項（報告書・概要書頁） 監査の結果・意見の概要</p>	<p>措置状況：担当課 措置の内容</p>
<p>Ⅲ 包括外部監査の結果 （1）指摘事項 【指摘事項1】補助金等で取得した農業用機械設備等の継続的使用の検証について （32頁） （事実） 監査の対象とした9事業のうち「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」「次世代につなぐ水田農業総合対策事業」「元気な中山間農業応援事業」「メガ団地等大規模園芸拠点育成事業」の4事業に関しては、事業実施主体が県から支給された補助金等で取得した財産について、県のその後の継続的フォローの在り方を指摘している。</p> <p>県が補助金等の交付決定を行う際には、「知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」という条件を付している。このため、補助金等を受給した事業実施主体が、取得した財産を目的外に処分する場合は、事前に承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならない。</p> <p>県は基本的に事業実施後3年間、事業実施主体から事業実施状況の報告を受けている。また、事業完了後も秋田県財務規則により、「知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。」とある。このような状況においても、県は、補助金等で取得した財産の現物確認を積極的に</p>	<p>（対応済み：農林政策課） 補助金の交付決定時に、補助金で取得した財産を知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡等することはできないとの条件を付しているほか、財産を目的外に処分した場合は、補助金の返還を命じることができるとしており、「事前協議」、「補助金返還」という義務とペナルティを課すことで、実効性を担保している。</p> <p>事業実施主体となる市町村等においては、財産処分を行う場合は事前協議をする必要性を認識し、県に承認申請をしており、市町村等に仕組みとして十分に浸透しているものと捉えることができることから、今後とも、交付決定手続きや各種研修会等で、市町村等に対し、事前協議の必要性の周知徹底を図ることにより、財産の継続的な活用を確保していく。</p>

実施しているわけではないため、事業実施主体が、意図的に承認申請書を提出することなく当該財産を売却処分したとしても、把握しにくい状況となっている。県の職員が、現場の市町村職員や関係団体職員等との情報交換などにより、実在性の情報を入手するケースもあり得るが、それだけでは実在性を確認するには十分とはいえない。また農業用機械設備等の法定耐用年数が7年であることを考慮すると、フォロー期間が事業実施後3年間というだけでは短いと考える。

(所見)

事業実施主体が県から支給された補助金及び交付金（以下、「補助金等」という。）で取得した農業用機械設備等の財産については、事業実施後3年間だけでなく、法定耐用年数の7年間は、当該財産の継続的使用を確認する手続きを行う必要がある。

【指摘事項2】事業に対する補助金支給後のフォロー期間及び方法の適切性について

(42頁)

(事実)

事業の取り組みに対する交付金支給後のフォロー期間及び方法について、農林政策課への質問及び関連資料の閲覧により確認したところ、機構集積協力金交付事業において、農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人に対して、補助金を支出している。そして当該補助金支出後の管理については、交付の翌年度から2年間の国への報告義務があり、「農地集積・集約化対策事業実施要綱」に則って、市町村からの報告に基づき地域集積協力金を交付した地域に対して集積の進捗状況を確認している。

「農地集積・集約化対策事業実施要綱」の規定によると、地域集積協力金支給の翌年度から2年間が報告対象期間となっていることから、当初2年間については市町村からの報告を受けているが、その後の状況は確認されていない。このため、補助金を交付した地域で、農地中間管理機構との契約が解約されるなどした場合、事業目的である、農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化が達成されなくなるという懸念がある。

(所見)

機構集積協力金交付事業について、交付の翌年度から2年間は市町村からの報告を受けているが、その後の進捗状況は確認されていない。

農地中間管理機構を活用した農地集積・集約化を継続して推進していく観点から、農地中間管理機構との契約について安易な解約が行われないう、市町村と連携し、地域状況の管理及び現場指導を行っていく必要がある。

【意見1】各事業に要した職員の関与時間と人件費の把握について

(33頁)

(事実)

現在、農林水産部が策定している「秋田県農林水産業関

(対応済み：農林政策課)

今後とも、農地中間管理機構との契約の継続状況について定期的に確認を行うとともに、事業目的である農地集積・集約化が達成されるよう、市町村と情報共有を図りながら現場指導を行っていく。

(対応困難：行政経営課、総合政策課)

各事業毎にその事業に充てた人件費を精査することは、費用対効果を考えると現実的に対応することは困難である。

なお、事業評価では、事業効果を測る上

係施策の概要」には、各事業の予算金額が示されている。また後述する「監査対象とした個別事業に関する監査の実施とその結果」の冒頭にも予算金額を記載している。しかしその予算金額の中には、農林水産部及び地域振興局農林部の職員の人件費は含まれていない。

また県は、毎年事業評価調書を作成し、事業評価結果一覧表（政策体系順）において、必要性・有効性・効率性の観点から評価を行ったうえで総合評価を実施している。そこで開示されている事業費もキャッシュアウトした事業費支出のみであり、直接・間接事業を遂行した職員の人件費は含まれていないし、各事業に要した職員の関与時間も把握されていない。

（所見）

各事業にどれだけの人件費が投入されているかを把握するべきであり、そのためにまずは職員の事業ごとの関与時間数を把握することから始める必要があると考える。

【意見2】県の農業施策の遂行状況と各市町村との連携（事業実施に係る公平性）について

（31頁）

（事実）

今回監査対象とした事業のなかで、一部の市町村において、県が実施する事業の遂行状況が低いという事実が明らかになっている。例えば、園芸メガ団地等を全県展開している中で、現在拠点が存在しない市町村は、小坂町、上小阿仁村、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村、東成瀬村の7町村であるし、農業次世代人材投資事業の秋田県内25市町村ごとの補助金交付実績に関しては、準備型で平成24年度以降交付実績のない市町村は、小坂町・上小阿仁村・藤里町・八郎潟町・井川町の5町村、経営開始型は、平成29年度以降で交付実績のない市町村は、上小阿仁村・井川町・大潟村の3町村である。

また多面的機能の交付金については、秋田県内の農地面積の7割の範囲で推進組織がカバーしており、カバー率としては東北で第2位、全国でも10位と、高いカバー率を達成している一方で、カバー率が50%未満の市町村は、小坂町45%、上小阿仁村47%、藤里町47%、五城目町45%、井川町49%となっている。上記の市町村の一部は、「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」においては、1経営体当たりの事業実績が、「次世代につなぐ水田農業総合対策事業」においても、1認定農業者当りの事業実績が、全体平均よりもやや低いのが現状である。

各市町村にそれぞれの事情があり、個別事業の監査結果に記載の通り様々な要因があるが、上記の市町村においても農業は重要な産業であり、農家数の減少や農業従事者の高齢化という課題を抱えている。

（所見）

県が実施する事業が県民に対して公平に実施されているかという観点から監査を実施したところ、一部の自治体において県が実施する事業の遂行状況が低いことが明らかとなったことから、特に事業の遂行状況が低いと考えられる

で事業費の多寡は大きな意味を持たないことなどから、人件費を含める含めないにかかわらず、事業費を含んだ評価は行わないこととしている。

（対応困難：農林政策課）

基本的には、県全域を対象に各種事業を予算化しているが、その実施については、事業主体となる市町村の裁量によるものであり、県から強制することはできないが、今後とも、各市町村に対し、事業の目的や効果を丁寧に説明し、可能な限り実施してもらえるよう働きかけていく。

市町村については、事業目的の達成に向けた更なる取組が必要である。

【意見3】「実施内容」及び「事業指標」の適切性について
(57頁)
(事実)

「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」の事業目的としては、「事業目的」に記載のとおり、「米依存からの脱却に向けた取組を加速し、収益性の高い複合型生産構造の確立を図るため、経営の複合化や新規就農、6次産業化に必要な機械・施設等の導入を総合的に支援する。」こととしている。この事業の実施内容として、以下の事業に係る生産・収穫調整・出荷等に要する機械・施設等の整備に要する経費等の助成を実施しており、事業目的と整合的であると考えられる。

事業目的	実施内容
経営の複合化に必要な機械・施設等の導入	(1) 野菜 (2) 菌茸類 (3) 花き (4) 果樹 (5) 土地利用型作物 (6) 畜産 (7) 地域特認
新規就農に必要な機械・施設等の導入	(8) 新規就農者定着支援
6次産業化に必要な機械・施設等の導入	(9) 6次産業化支援

本事業は、市町村毎に枠を設けているわけではなく、全県域に要望調査を行った上で、手挙げのあった事業の中から、事業として効果があると判断したものに対して補助するものであり、その結果として活用実績に地域間の偏りが生じているものと考えられる。

(所見)

「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において数値目標として設定しているものは畜産産出額のみであるため、「米以外の農業産出額」全体（あるいは品目毎）の数値目標を設定することなどが望まれる。

【意見4】秋田県農業公社に対するモニタリングについて
(43頁)
(事実)

令和元年6月に農地中間管理機構が作成した「農地中間管理事業 第1ステージの総括(平成26～30年度)」(以下、『総括資料』という)では、農地中間管理事業の取組の経緯、実績及び推進状況、取組の成果と課題について詳細にまとめられ、取組の総括として第2ステージに向けての方針が示されている。これにより農地中間管理機構の状況について県と(公社)秋田県農業公社の間で情報が共有され、課題への対応は令和元年度以降の事業に反映されているものと思われる。

(所見)

総括資料では、農地中間管理事業の取組の経緯、実績及

(対応済み：水田総合利用課)

令和4年度からの「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」の「目指す姿1 農業の食料供給力の強化」の指標において、「農業産出額」のほか「主要園芸品目の系統販売額」や「秋田牛の出荷頭数」の各品目の目標を設定した。

(対応済み：農林政策課)

農地中間管理事業の計画的な実施に向けて、令和5年4月に、秋田県農地中間管理機構に指定している秋田県農業公社と今後必要となる人員確保に向けた協議を行ったほか、5月には、必要な予算を確保できるよう国へ要望を行った。

また、意向確認やマッチングを効果的に進めるため、随時、公社と意見交換を行っている。

び推進状況、取組の成果と課題については詳細にまとめられ、取組の総括として第2ステージに向けての方針が示されている。農地中間管理事業費は毎年400万円程度増加することが見込まれており、その要因は機構の累計契約件数の増加にともなう人件費、送金手数料、業務委託費などの事務処理にかかる費用と考えられる。

このため、農地中間管理事業における今後の事業規模の拡大等を見込み、必要な人員の確保等の準備を始める必要がある。

また、今後、一時的に中間保有案件が増加することが想定されることから、早めの意向確認やマッチングに向けての活動を進める必要がある。

【意見5】「未来農業のフロンティア育成研修」と「地域で学べ！農業技術研修」の有効性について

(49頁)

(事実)

「未来農業のフロンティア育成研修」「地域で学べ！農業技術研修」の研修受講者合計人数は、平成30年度をピークに減少してきている。研修生が減少している理由は、主に農家の後継者が受講するケースが減少していることにあり、最近では非農家の就農希望者が受講する傾向にある。研修実績から、平成27年度以降は研修の修了者はすべて就農しているため、新規就農者を増やすという研修目的は、継続的に達成されている。従って研修の有効性は高いと考える。研修者数の増加が新規就農者を増やすことに繋がっているのは明らかであるし、フロンティア育成研修の作物コース（農業試験場）は、県内で稲作の長期研修が受講できる唯一の機会を提供するものとなっている。

(所見)

県が実施している研修制度については、様々な情報提供手段を活用し、より一層の周知が必要である。研修生からの要望事項を研修内容に反映させた新たな研修プログラムを作成し、研修内容の充実を期待したい。

【意見6】ミドル就農者経営確立支援事業について

(51頁)

(事実)

ミドル就農者経営確立支援事業は、「農業次世代人材投資事業」の対象年齢が50歳未満となっているのに対し、さらに年齢を引き上げて、50歳以上60歳未満を対象に就農者数を増やすことを目的とした県独自の事業である。秋田県では50歳代の就農者は少なく、60歳以上の離農した人を補うために、50歳代の就農者も増やすことが目的である。平成27年から令和2年までの5年間で、中壮年層の割合が低下し、農業経営体が高齢化してきている。今後、65歳以上の農業経営体の離農を見据え、中壮年層の確保が必要である。秋田県は全国に比べて、50歳以上の新規就農者の割合が少ない状況にあり、新規参入や移住就農の区別なく確保していく必要がある。令和3年度における新規就農者の就農形態としては、自営就農が31%、雇用就農が69%である。また年代別では、50歳代以上の割合が21%と少ない。農業

(対応済み：農林政策課)

令和5年2月にホームページ「秋田就農ナビ」を開設し、情報発信を強化したほか、令和5年5月に若手農業者や関係機関から構成される研修制度の検討委員会を設置し、研修ニーズに即した新たな研修内容の検討を行い、令和6年度以降の研修プログラムの充実を図ることとした。

(対応済み：農林政策課)

ミドル層への支援策について、令和5年2月に開設したホームページ「秋田就農ナビ」や就農相談会、Aターンフェア等の機会を活用し、更なる周知を図っていく。

の円滑な承継を進めていくためには、中壮年層の新規就農者を確保することが必要であり、50歳代以上の中壮年層を対象としていない、国の「農業次世代人材投資事業」を補完するという面では、有用な事業であると考えている。しかしながら現状では、令和3年度における本事業の新規対象者は3名（自営のみが対象で、雇用者は対象とならない）で、継続を含めても8名とまだ実績は乏しい。制度が十分活用されていない現状を今後どう変えていくのか、有効な対策が必要である。また、最近における社会環境や労働環境の変化から今後のことを考えると、農業に関する研修を受けた農業技術のある60歳以上の人にも、「雇用就農者」としての需要があるものと考えられ、自営での新規就農の可能性もある。本事業に限らず、60歳以上の就農者を増やす施策も必要なのではないかと考える。

（所見）

ミドル就農者経営確立支援事業は、50歳以上60歳未満を対象に就農者数を増やすことを目的とした県独自の事業である。制度の活用実績が少ないことから、制度をより一層周知する必要がある。

【意見7】農業所得の向上を検証する体制の整備について
（67頁）

（事実）

県はこの事業の成果指標・評価指標として、メガ団地等の整備地区数（累計）と、主要園芸品目の系統販売額をあげている。県内において過去に展開されてきた大規模園芸団地は、ネットワーク型団地、サテライト型団地を含め50地区に及び、当初の目標通り全县に展開された。もう一方の目標である主要園芸品目の系統販売額は、実績が目標値に達していなかった。この件に関しては、県は原因分析を行っている。ただ、これまで複合型生産構造への転換に向けた施策を集中的に実施してきた結果、「えだまめ」や「ねぎ」「しいたけ」など農業産出額が伸び、着実に事業の成果が現れているといえる。本事業の目的は、ビジョンにも記載されているとおり、複合型生産構造への転換を一層加速化させるため、「農業所得の飛躍的な拡大」を支える園芸メガ団地等を県全域に整備することにある。つまり、収益性を高め、技術力を向上させることにより、県民（農家）の所得を向上させることである。また、県が作成している継続事業評価調書にも「農業所得の向上を加速化することが急務となっている」との記載があり、本事業が農家の所得向上に結び付いているかどうかの検証は、行うべきであると考えている。しかし県は、経営体から販売額の報告を毎月受けて事業の推移をチェックし、ヒアリングで概況を把握してはいるが、農家の所得が向上しているかどうかの検証は行っていない。

（所見）

大規模園芸団地を推進することが、結果的に農家の所得向上に結び付いているかどうかの検証が行われていない。

経営体に対しては、販売額の報告は求めているが、確定申告書等によって、所得向上に結び付いているか検証する

（対応済み：園芸振興課）

目標としてきた50団地の整備が完了したタイミングである令和4年度に、メガ団地取組主体の生産・営農・経営状況を把握するため、試行的に経営全体の総点検を開始した。

令和5年度からは、総点検の本格実施（労働力、部門収支、生産性、栽培技術、財務診断、資金繰り表作成）に取り組んでおり、点検結果に基づいたフォローアップ活動（部門収支改善、生産性向上、栽培技術向上）を展開している。

体制構築が必要である。

【意見8】補助金支出の対象となった事業体の事業の継続性・存続可能性の評価について

(70頁)

(事実)

平成26年度から始まった園芸メガ団地等の全県展開は、令和3年度には累計で50地区にまで拡大している。全県に広がりを見せており、施策の成果が実を結んでいるといえる。

秋田県農業の長年の課題である「米依存からの脱却」を進め、「複合型生産構造への転換」をさらに進めていくためには、大規模園芸拠点の整備・展開をさらに進めていくことも重要であるが、これまで展開してきた50地区のそれぞれの経営体が、今後も安定して事業を継続させていくことも重要である。

大規模園芸拠点整備事業の対象に選定されるには、事前に綿密な事業計画を立てる必要がある。また、従来は作っていなかった農作物が園芸作物となる場合は、営農指導も重要である。そしてそれと同時に注視していかなければならないのは、経営体の事業の継続性である。経営体の中には、園芸メガ団地等に参加する一方で、別に米などを作り続けている経営体も多い。対象となった園芸作物の販売額が順調であったとしても、全体としての経営が不安定になっていることも考えられるため、事業計画と比べてその達成状況を見ていくだけでは、十分とは言えない。

(所見)

メガ団地等大規模園芸団地の対象となった経営体については、事業計画の策定支援や営農指導だけではなく、経営管理面についてもより一層力を入れ、経営体の経営の安定化に向けた取組についても指導を行う必要がある。

【意見9】交付金が適切に使われているかどうかの検証方法について

(93頁)

(事実)

交付金については、各活動組織（集落）からそれぞれの市町村に申請書が届けられ、地域振興局を通じて県に提出される。県はそれに基づいて国に予算を要求する。国から県に交付された財源は、上記とは逆の流れで各活動組織に交付金として支給される。支給された交付金については、活動組織で支出内容をまとめ、実施状況報告書として提出するが、その際に金銭出納帳も併せて提出する。提出先は各市町村と秋田県多面的機能支援協議会で、県には実施状況報告書は送られてこない。このため、実施状況報告書のチェックを行って使途の適切性を精査しているのは、市町村と秋田県多面的機能支援協議会であり、県としては実施状況報告書の最終チェックは実施していない。

ただ県は、約1,000件ある活動組織について、各市町村・秋田県多面的機能支援協議会と連携して、毎年約200件ずつローテーションで実施状況報告書作成に関する事務の指導を行っており、不備があれば指導している。令和3年度にお

(対応済み：園芸振興課)

目標としてきた50団地の整備が完了したタイミングである令和4年度に、メガ団地取組主体の生産・営農・経営状況を把握するため、試行的に経営全体の総点検を開始した。

令和5年度からは、総点検の本格実施(労働力、部門収支、生産性、栽培技術、財務診断、資金繰り表作成)に取り組んでおり、点検結果に基づいたフォローアップ活動(経営全体の財務診断、資金繰り表の作成)を展開している。

(対応済み：農山村振興課)

毎年度の実施報告書等について、チェックリストによる効率的な事務指導を実施するとともに、農地転用の確認について、農業委員会との連携を密にし、的確な現場確認を行うよう、関係市町村へ働きかけていく。

いては、1,006ある活動組織のうち248の活動組織に対して事務指導を実施していた（実施率25%）。国道や県道工事に伴い、用地買収済みの農地、農業用施設や工業・商業施設として転用済みの農地を、交付対象の農用地として参入していた場合、その分の面積が返還対象となったケースがあった。令和2年度に関しては、3市で対象面積は4.9ha、金額ベースで436,599円の返還実績である。このケースは、市町村担当者が現場に赴いて確認しなければ発見できないケースである。可能な限り現場で確認する作業も必要ではないかと考える。

（所見）

交付金については、各活動組織からそれぞれの市町村に申請書が届けられ、地域振興局を通じて県に提出される。県はそれに基づいて国に予算を要求する。国や県に交付された財源は、上記とは逆の流れで各活動組織に交付金として支給される。支給された交付金については、活動組織で支出内容をまとめ、実施報告書として提出することとなっており、提出先は各市町村と秋田県多面的機能支援協議会で、県に実施報告書は送られてこない。このため、実施報告書のチェックを行っての用途の適切性を精査しているのは、市町村と秋田県多面的機能支援協議会であり、県としては実施報告書の最終チェックは実施していない。

一方で、県は約1,000件ある活動組織について、各市町村・事務担当者等と連携して毎年約200件ずつローテーションで実施報告書作成に関する事務の指導を行い、不備があれば指導している。

最終的な提出となる前のチェック段階で、実施報告書の不備が散見されるということであったため、チェックする側の負担を軽減するためにも、チェックリストをうまく活用し、活動組織で実施状況報告書を作成する際の不備の発生を可能な限り減らす必要がある。

【意見10】 荒廃農地面積の推移と本事業との関連について
(94頁)

（事実）

日本型直接支払交付金事業は毎年ほぼ同様の規模で実施されているが、荒廃農地は増加傾向にある。これについて農山村振興課に質問したところ、仮に本事業の実施規模が縮小されると、荒廃農地面積はさらに増加することになるということであった。確かに本事業だけで荒廃農地や耕作放棄地（遊休農地）の増加に歯止めをかけることは困難であると考えられるが、耕作放棄が増加すると将来的に秋田県農業の衰退につながるだけでなく、災害リスクが増加し、病害虫の発生などを招きやすくなる。

（所見）

農家の高齢化による廃業の影響も大きいため、他事業とも連携し、荒廃農地等の増加に歯止めをかけるための施策を強化することが望まれる。

【意見11】 中山間地域振興に係る部署間連携の取組について

（対応済み：農山村振興課）

荒廃農地の解消に向け、「県単遊休農地再生利用事業」を拡充するとともに、新たに「最適土地利用総合対策事業」を実施するなど、対策を強化していく。

（対応済み：農山村振興課）

令和4年度以降は、秋田県地域コミュニ

(102頁)

(事実)

秋田県においても、第3期ふるさと秋田元気創造プランにおいて「本県では、人口減少や高齢化の進行により、従来からの地域コミュニティ活動の継続が困難になってきています。」と述べられているように、中山間地域だけでなく、県内全域におけるコミュニティ活動の停滞が懸念されている。あきた未来創造部地域づくり推進課が主催する「秋田県地域コミュニティ政策推進協議会」(協議会)には、秋田県内の全市町村と、秋田県からは、あきた未来創造部地域づくり推進課、農林水産部農山村振興課、各地域振興局総務企画部地域企画課、教育庁生涯学習課、教育庁生涯学習センターの各部署が参加して、継続的に開催されている。当該協議会では地域コミュニティに係る取り組みについて協議されることとなっており、その対象は必ずしも中山間地域に特定したものではないが、県内に多く広がる過疎化が進む地域は中山間地域が多くを占めることを考えると、中山間地域における地域振興に対する取組については、市町村も含めた県内の連携が行われているといえるだろう。

令和3年度に開催された協議会の次第からその内容を見てみると、第1回目は、総務省職員による集落支援員制度の紹介及び全国的な取組紹介と高知県職員による高知県の集落支援対策についての報告、第2回目は山形県酒田市のNPO法人湊まちづくりネットワークと福島県会津若松市の大沢コミュニティ振興会からの取組事例の紹介が主な内容となっている。いずれも県外の取り組み事例等の報告にとどまっており、県内の取組事例の共有にまで至っていない。また、県組織内においても福祉関係部署や保健所などは参加されておらず、平成29年3月に総務省の過疎問題懇談会から示された「過疎地域等における集落対策のあり方についての提言」で述べられているような、様々な国の制度を俯瞰的に見渡すためには、必ずしも十分な構成とは言えないのではないだろうか。

(所見)

少子高齢化が急速に進む中山間地域に対しての取り組みは、そこで暮らす人々の生活を支えることだけでなく、国土の環境保全という観点からも重要性が増してきている。中山間地域での生活を考えると、農業だけではなく、福祉、教育、道路、水道、消防といった生活インフラ的側面など、多くの行政サービスが提供される必要がある。市町村の活動をコーディネートするためには、県組織内の関係部署による積極的な情報交換が不可欠であり、そのような機会を協議会とは別に設ける必要があると考える。

【意見12】事業目的の周知について

(109頁)

(事実)

経営体育成基盤整備事業は、「土地改良長期計画」に記載されている、「食料の安定供給の確保に向け、我が国の食料自給力を維持向上」という、国の政策に対して、秋田

ティ政策推進協議会に加え、地域づくり推進課や各地域振興局総務企画部等の情報共有の充実に努めるとともに、共同で市町村を対象とする説明会を開催するなど連携を図っている。

(対応済み：農地整備課)

ホームページへの掲載や出前授業等によるこれまでの取り組みを継続するとともに、小学校の授業で活用できる資料の作成について教育委員会との協議を進めている。

県及び秋田県民が国と連携しながら取り組んでいる事業と言えるであろう。「第3期ふるさと秋田農林水産ビジョン」において「長きにわたり稲作を中心とした農業が展開され、全国屈指の米産県として、国民に食糧を安定的に供給する役割を果たしてきております。」と知事も述べており、秋田県の農林水産業を象徴し、基盤となる事業ではないだろうか。しかしながら、このような取り組みを県民に伝える機会は、ほ場整備を行なっている近隣の小中学生向けの社会科見学や農林水産部や地域振興局の担当職員による出前授業などで、一部の学校での活動に限られている。パンフレットやホームページの掲載なども行われているが、国の食糧を支えるために県を上げて取り組んでいる社会的にも大きな意義を持つものであれば、この事業の価値を農業者だけでなく県民に広く伝えられるべきと考える。

(所見)

経営育成基盤整備事業の価値を農業者だけではなく県民に広く伝えられるべきであり、例えば、教育委員会と連携して小学校の授業で活用できる資料を作成し配布するなど広く確実に伝わる方法を検討してはどうか。